

代表理事の資格と残任義務について

Q. 甲事業協同組合の代表理事が、任期途中で理事を辞任してしまいました。そこで、次の2点についてお尋ねします。

(1) この場合、その代表理事は、理事としての退任によって代表理事の地位をも失うことになるのでしょうか。

(2) もしそうだとすると、その代表理事の残任義務はどのようなになるのでしょうか。

A. (1)について

代表理事については、理事会において理事の中から選任する建前をとっています（中協法第36条の8（代表理事））。したがって、代表理事は理事であることを前提としますから、理事の任期満了、辞任、解任などにより理事を退任した場合には、代表理事をも当然に退任することになります。

(2)について

理事の残任義務についても、中協法では、理事の退任によって理事に欠員（定数割れ）を生じた場合には、任期満了又は辞任による退任者は、後任者が就任するまで引き続き理事としての権利義務を有することになっていますが、代表理事についてもこの規定が準用されています（中協法第36条の2（役員に欠員を生じた場合の措置））。ご質問の場合に代表理事としての残任義務があるかどうかについては、次の3つのパターンに区分して見る必要があります。

すなわち、①その退任によって、理事・代表理事ともに欠員を生じた場合には、退任者は理事としての残任義務を負うと同時に、代表理事としての残任義務をも負うことになります。②また、その退任によって、理事の定数を欠いても、理事会の選任により代表理事には欠員を生じない場合には、退任者は単に理事としての残任義務を負うにとどまり、代表理事としての残任義務はありません。③では、その退任によって、代表理事の定数を欠いても、理事には欠員を生じない場合はどうでしょうか。一見、代表理事に欠員を生じているので、退任者は代表理事としての残任義務を負うかのようにですが、この場合には、退任者は理事としての権利義務者ではないのですから、代表理事の地位が理事の資格を前提とする法の趣旨からして、代表理事としての残任義務はないとされています。